

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年4月9日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
体育館トイレ及び校舎トイレ詰り修繕
- 2 履行場所
横浜市都筑区中川二丁目1番地1号
横浜市立中川西中学校
- 3 契約日
令和8年2月16日
- 4 履行日又は履行期間
令和8年3月18日
- 5 契約金額
308,000円(税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
横浜市青葉区大場町174番地
有限会社 鈴木商店
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
体育館女子トイレ大便器のつまりがあり、午後には男子トイレの大便器が溢れ、小便器からも水が溢れた形跡があった。体育館トイレの使用を中止したものの、翌日には校舎の1階スロープ下女子トイレの大便器から水が溢れ使用できなくなった。早急に対応しなければ、生徒教職員および学校開放で施設を使用する地域住民の運営、衛生面、健康に支障を生じる恐れがあることから、緊急契約での作業を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管
横浜市立中川西中学校